

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 四六七
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四六七
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 四六七
  - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 四六七
  - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四六七
  - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四六八
  - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 四六八
  - 表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件の一部を改正する件 四六九
  - 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 四六九
  - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 四六九
- 公 告**
- 特別褒賞を実施した件 四九〇
  - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四九〇

## 告 示

**福島県告示第六百二十四号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さいとう医院大越診療所	田村市大越町下大越字町一四九一	平成二十六年九月一日
近内歯科医院	石川郡石川町字南町五九一二	同 年 八月一日
メルシー薬局西川店	須賀川市西川字山本二二一七	同 年 九月一日

（社会福祉課）

**福島県告示第六百二十五号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十六年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
近内歯科医院	石川郡石川町字南町五五一一三	平成二十六年七月三十一日

（社会福祉課）

**福島県告示第六百二十六号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。

平成二十六年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

名	ふよう薬局	所 在 地	伊達郡桑折町字上町七五―一二	再開年月日	平成二六年七月一〇日
---	-------	-------	----------------	-------	------------

(社会福祉課)

福島県告示第六百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

平成二十六年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏 名	猪股隆幸	住 所	会津若松市城南町三―三四 コーポ成田 B三―	施術所名	オーケーはり・きゅう整骨治療院	施術所の所在地	会津若松市城南町三―三四 コーポ成田 B三―	指定年月日	平成二六年八月一日
-----	------	-----	------------------------	------	-----------------	---------	------------------------	-------	-----------

(社会福祉課)

福島県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
--------	---------	--------	---------	-------	---------

特別養護老人ホーム愛寿園	須賀川市吉美根字土橋一―二	社会福祉法人三愛福祉会	福島県須賀川市吉美根字土橋一―二	平成二六年八月一日	介護予防生活介護
社会福祉法人三愛福祉会愛寿園デイサービスセンター	同 市坂の上町一―	同	同	同 日	介護予防通所介護
デイサービススクローパー	同 市坂の上町一―	株式会社クローパー	同 市坂の上町一―	平成二六年九月一日	通所介護 介護予防通所介護
南東北通所リハビリテーションセンター	田村市大越町上大越字古川一〇〇	一般財団法人脳神経疾患研究所	同 県郡山市八山田七―一―五	同 日	介護予防通所リハビリテーション
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ひかり	須賀川市坂の上町一―	株式会社エコー	同 市喜久田町卸一―一七	同 日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(社会福祉課)

福島県告示第六百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十六年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の所在地
---------



三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十六年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称 会津若松市

二 都市計画事業の種類及び名称 会津都市計画下水道事業(会津若松市公共下水道(北会津北部処理区))

三 事業認可の年月日 平成八年七月十二日

四 事業施行期間 (変更前) 平成八年七月十二日から平成二十二年三月三十一日まで (変更後) 平成八年七月十二日から平成三十三年三月三十一日まで (平成二十二年四月一日から平成二十六年十月十六日までの期間を除く。)

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成十五年福島県告示第五百二十五号)の事業地に変更なし。

使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第六百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十六年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称 二本松市

二 都市計画事業の種類及び名称 (変更前) 二本松都市計画下水道事業(二本松市公共下水道)

(変更後) 二本松本宮都市計画下水道事業(二本松市公共下水道)

松市公共下水道)

三 事業認可の年月日 平成四年十二月二十二日

四 事業施行期間 (変更前) 平成四年十二月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで (変更後) 平成四年十二月二十二日から平成三十一年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成二十五年福島県告示第六百六十九号)の事業地に二本松市高田、上竹二丁目、油井字石倉及び油井字中條の一部の区域を加える。

同事業地のうち二本松市油井字下中ノ内、油井字上中ノ内及び油井字天月堂の各一部の区域を全部の区域に改め、二本松市表二丁目、三保内、油井字鶴巻、油井字福岡、油井字新田町、油井字片倉、油井字堺ノ町、油井字一斗内及び油井字柳田において事業地の一部の区域を変更する。

使用の部分 変更なし

(下水道課)

公 告

公告第二百九十五号

職員に対する特別ほう賞に関する条例(昭和四十三年福島県条例第一号)第三条の規定により、次のとおり特別褒賞を実施した。

平成二十六年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

特別褒賞を受けた者 双葉警察署 警部補 佐藤 雄太	特別褒賞金の種類 殉職者特別褒賞金	功 勞 の 概 要 被表彰者は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に際し、双葉郡富岡町仏浜地内において、身の危険を顧みることなく最期まで住民の避難誘導活動の職務を遂行し津波に巻き込まれて殉職したものである。
---------------------------------	----------------------	---

(職員業務課福利厚生室)

公告第二百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十六年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

鹿島町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 朝倉 宗重

南相馬市鹿島区鹿島字豊田八八番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 今村 秀紀

南相馬市鹿島区鹿島字館ノ内四二番地

（農村計画課）